

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還交渉資料第12巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43641

日本漁船の沖縄導入

50

00

11

(別紙 2)
寫



35水生第2310号
昭和35年4月28日

総理府特別地域連絡局長 殿

水産庁長官



琉球産まぐろ類の日本への輸出および日本
まぐろ漁船の琉球への導入について

昭和34年12月7日総特連第1209号をもって「沖
縄水産物の本土への輸出について」御要望があつたが、こ
のことについては、別途琉球政府から直接要望のあつた日
本遠洋まぐろ漁船の琉球への導入のこととともに別添のと
おり琉球政府あてに回答したいので、御了知のうえ、これ
を送付願いたい。

35.5.2
水産庁

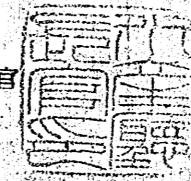
寫



35水生第2310号
昭和35年4月28日

琉球政府行政主席 殿

水産庁長官



琉球産まぐろ類の日本への輸出および日本
まぐろ漁船の琉球への導入について

このことについては、1959年10月22日琉球日代
第25号をもって、貴政府駐日代表事務所所長から、およ
び1960年3月3日琉経水第99号をもって貴徹からそ
れぞれ御要望があつたが、かつお・まぐろ漁船の勢力増強
およびまぐろ類の輸出についてとつているわが国の規制措
置にかんがみ、無制限にこれを認めることは困難であるが
琉球における水産業の発展による経済振興に寄与するた
めに、琉球政府がわが国の規制とおおむね軌を一にする規制
措置を自主的にとるならば、下記基本方針によつて御要望
に応じたいので回答する。

水産庁

実 施 要 領

1. 基本方針2.(1)の日本遠洋まぐろ漁船の琉球導入の期間は、琉球政府の第2次経済振興5ヶ年計画に対応して、昭和35年の別に定める日から昭和39年末までの約5年間とし、両国政府は毎年その年内に導入すべき漁船の総トン数を協議決定のうえ、この決定に基づいて導入を行なうものとする。

なお、基本方針2.(2)による琉球へ導入した漁船がわが国のまぐろ漁業に与える影響を最少限にとどめるために琉球へ導入する日本遠洋まぐろ漁船の総トン数の計算の対象は、総トン数40トン以上の漁船（かつおつり漁船およびかつお^{つり}漁業をかねるまぐろ漁船を含む。）とする。

2. 基本方針2.(2)の後段の目的を達成するために要すれば日本遠洋まぐろ漁船の琉球導入およびその運営に関して両国に關係業界の連絡機関を設置するものとする。

3. 日本の遠洋まぐろ漁船の貸借契約については、その契約期間を1年間以内とし、期間満了の際はその都度検討して承認するものとする。

別紙一

琉駐日代才一五五号

昭和三十五年五月二十六日

琉球政府駐日代表事務所

所長 金城増

總理府特別地域連絡局長 殿

日本鮪漁船の琉球への導入について

右のことについて別紙写のとおり琉球内における規制措置を講じ
万全を期したいと思いますので、同封の書簡を水産庁長官へ進達方
よろしく御願ひ致します。

琉球政府駐日代表事務所
35.5.28
才一五五号
印長表府

琉球政府

琉球水第九九号

一九六〇年五月廿四日

琉球政府行政主席

大田敏作

日本政府農林省

水産庁長官 西村 健次郎 殿

日本まぐろ漁船の琉球への導入について

このことについて、四月二十八日付三五生水第二三二〇号で御回報に接し
本土政府の厚意あるお取り計らいに感謝申します。

本土政府の鮪漁業に対する規制措置の趣意については、当政府もよろしく
了解しており、貴船の基本方針を全面的に承引し、相提携して、日琉双方の
産業発展に寄与致したいと存じます。

目的達成の措置につきましては、別紙基本方針により、琉球内の規制措置
を講じ、又貨物実施要領への事項については、左記のとおり定めたいと思ひ
ますので、御検討の上、早急に実施できますようお取り計らい願います。

なお、昭和三十五年に導入すべきまぐろ漁船の総出数についてはおつて協
議致します。

記

(まぐろ漁船導入方針実施は昭和三十五年五月十日)

かつお、まぐろ漁船の導入取扱要綱 案

趣 旨

鮪漁業の重要性に鑑み、まぐろ漁船の勢力及びまぐろの漁獲高を増強し遠洋漁業の発達を図るため、遠洋漁船の建造及び日本又は才三國からの用船若しくは購入を秩序あらしめ、日本の遠洋鮪漁業と相互協力の下に遠洋鮪漁業の生産力を本土並の水準まで増強する目的で次の基本方針を確立し実施する。

基 本 方 針

- 1 日本及び才三國から用船又は購入（琉球内及び日本国内において建造する琉球漁船を含む以下同じ）する40吨以上の遠洋かつお、まぐろ漁船の合計保有屯数は別に定める日から5年間2,250屯の限度においてこれを認める。
- 2 共同経営による鮪漁船の導入及び100屯未満の遠洋鮪漁業の琉球内への用船は認めない。
- 3 遠洋大型かつお、まぐろ漁船の建造及び購入若しくは用船は事前に漁業法第53条の起業認可を受けなければ漁業の許可をしない。
- 4 琉球政府は毎年用船又は購入すべき遠洋漁船の合計屯数を定めるものとする。
- 5 用船の場合は、船長、機関士、無線士、操帆長、水夫長その他上級技術船員以外の乗組員は、琉球から乗船させなければこれを認めない。
- 6 用船する者が漁業をするに足る資本金を有し経営能力のある者によつて運営され、且つ経験豊富な乗組員を乗船させて用船者自ら漁業を運営する漁船でなければ、これを認めない。
- 7 本要綱の実施後、他の形態で用船又は購入して途中から鮪漁業に切換えるものは絶対に認めない。

実 施 要 領

- 1 基本方針の実施に当つては日本政府と提携して漁船の受入れに万全を期し、本土政府水産庁の認証ある漁船に限り漁業の許可を認める。
- 2 基本方針の目的を達成するため大型かつお、まぐろ漁業の起業認可に当つては日琉関係業者の連絡機関としての琉球遠洋鮪漁業協会の意見をきくものとする。
- 3 関係業者は遠洋鮪漁船の漁獲物の販売又は処理の奨励を確保するため、冷凍施設、加工施設等の拡充のために努力するものとし、政府はこれに協力する。
- 4 方針1の別に定める日は1960年 月 日とする。
- 5 本要綱の実施は1960年 月 日からとする。

別添第二
供附

琉球駐日代表一五五号

昭和三十五年六月六日

局長

第一課長

琉球政府駐日代表事務所
総括係長

所長 金城増

総理府特別地域連絡局長 殿

日本まぐろ漁船の琉球への導入について

標記について客月三十一日付琉球駐日代表一五五号をもつて御願ひ
致しましたところ、初年の導入枠の再検討並びに導入に伴う漁獲物
の消化加工計画提出方の御指示に基づき琉球政府と協議の結果、左
記のとおり修正の上早期実現方連絡に接しましたので、よろしく御
取り計らい下さるよう関係書類を添えて御願ひ致します。

駐琉
日代表
事務所
局長表

琉球政府

記

- 一 初年度導入希望屯数（昭和三十五年十二月末日迄）
二六〇〇〇屯
- 二 まぐろ漁船導入方針に基づく実施期日（当初要求昭和三十五年五月十日）
水産庁で早期実現できるよう御決定願いたす。
- 三 初年度二〇〇〇屯導入に伴う年間生産並びに消化計画
 - 1 漁獲生産高 二〇〇〇屯
 - 2 消化計画並びに加工施設
 - (1) かまぼこ加工 八〇〇屯（一カ月平均六七屯）
工場数 二一 工場一カ月当三一九屯加工
 - (2) そうせい加工 六八七屯（一カ月平均五七屯）
四二〇万本加工 工場施設は九月中に完成予定
 - (3) 鮮魚販売 五一三屯（一月平均四三屯）

琉球政府

3 冷蔵施設

- (イ) 冷蔵施設 一四〇〇屯 冷凍能力 二五屯
- (ロ) 製氷施設及日産能力 一〇工場 二五〇屯

四 初年度の導入は六月中に実現しても出漁準備のため、多少の日時を要するため漁獲物の騰揚は九月末から十月に及ぶことが予想されるので、早期実現方特に御配慮願います。

備考
1. 本府と同二町並み。又青島と琉球側表から水産庁に
2. 本府側表の製氷施設。本府側表の製氷施設は、本府側表の製氷施設に
3. 本府側表の製氷施設。本府側表の製氷施設は、本府側表の製氷施設に
4. 本府側表の製氷施設。本府側表の製氷施設は、本府側表の製氷施設に

35水生第2310号
昭和35年6月30日

総理府特別地域連絡局長 殿

水産庁長官



日本のまぐろ漁船の琉球への導入に
ついて

昭和35年5月27日、総特連第424号を
もつて、このことについて琉球政府の意向の回
報があつたが、別添のとおり同政府あてに回答
したいので、御了解のうえ、これを送付願いた
い。



水産庁

35水生第2310号
昭和35年6月30日

琉球政府行政主席 殿

水産庁長官



日本のまぐろ漁船の琉球への導入に
ついて

このことについては、1960年5月24日
および同年6月16日、琉経水第99号をもつ
て貴殿および貴政府経済局長から、また、昭和
35年5月31日および同年4月6日、琉駐日
第155号をもつて貴政府駐日代表事務所所長
から回答があつたが、これは日本政府の基本方
針に合致するものと考えられるので、1960
年7月1日から実施致したくお知らせする。

なお、昭和35年4月28日、35水生第2310
号によるこのことに関する貴殿あての書簡の宛

水産庁

施要領」の人によつて、昭和33年末までに賃
船又は売船すべき各船の総トン数を一応
6千トン程度としたので、あわせてお知ら
せする。

別紙

総特連那才382号

昭和35年7月6日

那覇日本政府南方連絡事務所長 殿

総理府特別地域連絡局長

本土まぐろ漁船の沖縄への導入について

(5月4日付総特連那才250号関連)

標記については、さきに、琉球政府駐日代表事務所長から、別添才一のとおり、同政府行政主席兼水産庁長官あて文書(5月24日付琉経水才99号)の進達方依頼があつたので、5月27日付総特連才624号をもつてこれを水産庁長官あてに回送し、その後、更に駐日代表事務所長から6月6日付琉駐日代才155号をもつて別添才三のとおり初年度の導入枠並びに導入に伴う諸計画について連絡並びに助力方依頼があつたのであるが、(別添才二の琉駐日代才155号は同一内容をもつて水産庁長官あてにも提出されている。)このほど水産庁長官から6月30日付35水生才2310号をもつて、別添才三のとおり、同長官兼琉球政府行政主席あて回答文書の伝達方依頼があつたので、該文書の琉球政府への伝達方しかるべく取り計らわれない。

別紙 4

總特連那第795号
昭和37年12月8日

那覇日本政府南方連絡事務所長 殿

總理府特別地域連絡局長

本土のまぐる漁船の沖縄導入について

標記について水産庁長官から、11月21日付37水生第6967号をもつて、別添のとおり同長官回答文書の琉球政府行政主席への伝達方依頼があつたので、よろしく取り計らわれたい。

なお、本件漁船の沖縄導入については、琉球政府から水産庁への話し合い開始の当初(昭和35年春)においては、實所経由にて本局が水産庁との連絡等に當つておつたのであるが、話し合いがまとまつて実施の段階に入つて以後は、琉球政府が東京事務所を通じて直接水産庁と折衝等を行なつており、従つて現在までの中間経過については本局の了知しないことが多く、殊に今次の琉球政府からの本件実施変更要請については本局が全く関知しなかつたので、水産庁としてはこの変則的ルートは是正の旨をもつて主席あて別添回

答文書の送付に関して、どのように正規のルートに乗せた次第である。については、この点に関し、貴職より琉球政府当局に今後の注意を喚起しておかれるようお願いする。

總理府

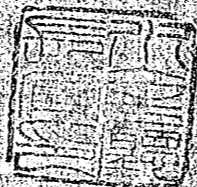
別紙
(送付通郵第795号)



37水生第6967号
昭和37年11月21日

総理府特別地域連絡局長 殿

水産庁長官



日本のまぐろ漁船の琉球導入について

昭和35年4月28日付水生第2310号をもつて通知し、同年7月1日から実施したこのことについては、昭和37年8月16日付琉経水第238号をもつて琉球政府行政主席から変更の要請があり、別添の取扱いのとおり改正し、これを琉球政府へて回答したいので、御了知のうえこれを送付願いたい。

琉球府特別地域連絡局長
37.11.27
第1533号

水産庁



37水生第6967号
昭和37年11月21日

琉球政府行政主席 殿

水産庁長官

日本のまぐろ漁船の琉球導入について

昭和35年4月28日付水生第2310号をもつて通知し、同年7月1日から実施したこのことについては、昭和37年8月16日付琉経水第238号をもつて変更の要請があつたが、諸般の状況を勘案して別添の取扱いのとおり改正することと致したく回答致します。

水産庁

アジア局長
ト部参事官
総務参事官
北東アジア課長

日本商船の琉球への導入に関する件

昭和5.2
西 地 淵

1. 過般在京米大使館ケタリレ書記官より 貴方に対し
日本遠洋マフに漁船の琉球への導入に関し、日本以
は数年前より 同漁船の導入に関する取極めを琉球
政府と締結してゐる趣である。米政府の理解と
しては本件取極めの必要性については充分了解して
ゐるが、日琉両政府がかかる取極めを行うに至った

経済およびその現状等については 米側は、日本以
より なるべく情報を得てみたいと述べて、本件情定を
調査の上 回報方を精越した。

よって 貴方は 総理府特選局に対し 上記米側照会
の趣を伝え、本件^{実情}を聴取したところ、昭和5年
米項より 琉球側(琉球政府駐日代表事務所長、琉球漁業
マフ協合金会長および琉球政府行政主席)より 数次に
わたり 総理府特選局を通じ ~~日本以~~ 水産庁に対し、
琉球の漁業マフに漁業振興のための協力措置として、日本
マフに漁船の琉球への導入に対し 好意的検討を得たい旨
^{要望}の~~希望~~を公信を以て陳情越した。これに対し、水産
外務省

方^は 総理府特使を^通じ行政主席宛公信(昭和35年
5月28日付)をもって日本側が^{経済}造船の勢力の増強
および魚類の輸出について規制措置をとっている事情
を考慮し、無制限にこれを認めることは困難である
が、琉球の水産振興に寄与する^{ため}の琉球政府からの
国の規制と概ね軌を一にする規制措置を自主的に
とるならば要望に応じ得る用意があるとして要旨
次の如き^{おまの要領}基本方針を示した。

(1) マグロ類の琉球から日本への輸出数量は年間
500^トとするが、漁船による直接搬入は行わぬ

(2) 昭和35年から50年以内に琉球に対し合計
総トン数2,250トの範囲内で日本のマグロ漁船(40ト
以上)の貸船または売船(日本国内における建造を
含む)を^認める。ただし、マグロ漁船を琉球内で
建造し、または外国から導入した場合は当該
船舶総トン数を上記総トン数から減じたトン数
とする。

(3) 日本の遠洋マグロ漁船の賃借契約については、その
契約期間を1年間以内とし、期間満了の際にはその
都度、検討の上承認するものとする。

25日付)をもって上記日本側基本方針を了承の上琉球

内の規制措置を講じた旨の回答があった。

次いで昭和37年8月16日行政主席より水産庁長官

に対し遠洋マサヒ漁船を拡充し生産性を本土並みに

に増強した旨をもちて既存の鮪漁船導入の範囲を

合計総トン数6,000トンに引き上げた旨を要望され、これに

対し水産庁長官より行政主席宛公信(昭和37年11月24日

付)をもって、

(1) 既存のものおよび過去に導入したものの外、今回

あらたに漁船の総トン数2,250トンの範囲内におい

て日本からの導入を認める。

GA-6

外務省

(2) ~~琉球~~ 同漁船の導入は買船形式によるものと

用船形式にとらないこと。なお現在用船形式に

よって導入された鮪漁船は連年か、琉球側で購入

の上琉球籍とすること

(3) 琉球の漁業者はその鮪鮪漁船によって捕獲した

鮪類を原則として日本本土に直接搬入しないこと

等⁽²⁾の措置を琉球側が自主的に講ずることを要請する

旨の回答を行った。

よって当方は上記1の経緯および琉球側による

日本の鮪漁船の導入実績を別添英文書のとおりとりま

との5月1日在京米大使館サクリ書記官に資料^(同情報)を手交

GA-6

外務省

して説明を行ったところ、同書記官は本件経済について
 は充分了解できたが、⁽¹⁾本件は^{日本側から}沖繩に対する経済協力
 の一環として検討の上本措置が講ぜられたもの
 と思うが、このような沖繩に対する日本側の経済
 協力に関する^{日琉間の}合意事項は現地米側当局の同意を得
 た日琉両政府間の取極めとするに相当であると考
 えるが、米側としては上記の合意事項による現行
 規制措置は^{本件取極めが締結されるまで}一応~~維持~~なものとしておくが、
 非正式
 早急に日琉両政府間における正式取極めを改めること
 に関する、(1)本件取極め事項および同取極めの締結
 に関する琉球政府の米民政府の同意を得て、日本

政府に対し提案せしめるよう取計らうこと、(1)なお、
 本件合意事項の成立に関する経済については外務
 省は^関着知してゐなかつた旨を追記して其通報しておく
 べしと述べた。
 (註) 本件米側の意向は特使局および水産庁に連絡済
 み。

35-X-20
林、野、美、

1. On March 3, 1960, Mr. Ota, Chief Executive of the Ryukyu Government made a petition to the Director-General of Prime Minister's Office, Minister for Forestry and Agriculture, and Director-General of Fishery Agency respectively together with desideratum from the President of the Ryukyu Deep-Sea Tuna Fishing Vessel Association concerning the Japanese cooperation for the development of deep-sea tuna fishing vessels of the Ryukyu Islands stating that:-

- a) The Ryukyu Islands introduces fishing products worth of ¥2.5 millions from Japan proper each year, and the present fishing outputs of the Ryukyus is 50 per cent of the total consumptions of the Ryukyuan, and is therefore compelled to depend upon deep-sea fishery for the attainment of self-sufficiency of fish-protein of the Ryukyuan inhabitants.
- b) The Ryukyu Government worked out a program for loan to the fishery industry which is needed for the construction of 17 tuna fishing vessels with tonnage of 200 tons, but it is hardly possible for the Ryukyu Government to make such loans owing to the lack of its financial resources.
- c) Since the Ryukyu Government is considering the introduction of the Japanese tuna fishing vessels with tonnage of around 150 tons to the extent of 15 boats, the Japanese Government is earnestly requested to give favourable consideration on this matter.

2.

- 2 -

2. As a result of careful studies made on this matter among the Ministries concerned, the Director-General of Fishery Agency made a reply to the Chief Executive of the Ryukyu Government through the Special Areas Liaison Bureau, Prime Minister's Office on April 28, 1960. The gist of his reply is as follow:

- a. Japanese Government permits the Ryukyu-side to charter or purchase Japanese deep-sea fishing vessels with tonnage of more than 40 tons (including construction of vessel in Japan) to the extent of 2,250 gross tons to the Ryukyus within 5 years beginning in July 1960 provided that if the Ryukyu Government constructs new vessels in the Ryukyus or introduces from countries other than Japan, the tonnage equivalent to those introduced will be reduced from the foregoing gross tons.
- b) The quantity of tuna to be exported from the Ryukyus to Japan is yearly 500 metric tons. Direct importations of catches into Japan by those tuna fishing vessels is prohibited.
- c. Charter contracts of the Japanese deep-sea fishing vessels will be made on a one-year basis. In case the term of contracts is expired, approval for their extension will be given after review by the Japanese side.

3.

3. In response to the letter from the Chief Executive of the Ryukyu Government to the Director-General of Fishery Agency dated August 16, 1962 requesting for the increased tonnage from 2,250 tons to 6,000 tons for the tuna fishing vessels to be introduced from Japan, the Director-General of the said Agency made a reply to the Ryukyu Government on November 21, 1962. The gist of his reply is as follows:

a) The Japanese Government admits the Ryukyuan side to introduce on purchase basis tuna fishing vessels to the extent of 2,250 tons besides vessels which were introduced to the Ryukyus from Japan (Refer to attached paper).

b) All vessels which were introduced from Japan up to the end of RFY 1962 under charter-contracts will be purchased on the Ryukyuan sides, and these vessels will be registered as "Ryukyuan vessel".

d) As regards the dealing relative to the construction of tuna fishing vessels or increase in tonnage by substituted vessels, the Ryukyu Government will determine it autonomously and inform to the Japanese Government thereof.

Japanese Tuna Fishing Vessels
Introduced to the Ryukyu Islands

1. Vessels introduced from Japan as of July 1, 1960 10 vessels 1,416.92 tons
2. Vessels introduced from July/1960 to June 30, 1962 10 vessels 2,187.26 "

Breakdown:

RFY 1960	3 vessels	666.87 tons
61	5 "	1,011.09 "
62	2 "	509.30 "

Total: 3,604.18 tons

Note: GRI's program for RFY 1963
7 vessels 1,982.90 tons

琉経水才 238 号

1962年8月16日

水産庁長官 殿

琉球政府行政主席

大田 政 作

琉球産まぐろ類の日本への輸出および日本まぐろ漁船
の琉球への導入について

昭和35年4月28日付35水生才2310号によるこのことについて下記の理
由によつて別紙のとおり変更して下さいませう御取計らい下さい。

記

変更を必要とする理由

1. 琉球近海はかつお、まぐろ以外に大量捕獲できる魚種に乏しい。しかも概し
て春夏大量型の魚種であり、遠洋まぐろ漁業は周年操業が可能である。
2. 遠洋まぐろ漁業は漁家の収益を増加し水産経済を向上せしめる。

漁民1人当り年間収入調(1961年実績)

くり船	\$ 118
5屯以上50屯未満	\$ 213
遠洋まぐろ漁業	\$ 512
捕鯨業	\$ 168

琉 球 政 府

3. 漁民は収入の少ない資源に乏しい近海及び沿岸漁業から、収入が多く安定度
の高い遠洋漁業への転換を希望し、協同経営又は組合自営等を計画している

4. 一人、白食糧の充実をはかる

1960年 年間1人当り消費量 16KG

琉球政府の目標 3.9KG

5. 遠洋まぐろ漁業によつて輸出の増大をはかる。

琉 球 政 府

遠洋まぐろ漁業の基本方針

遠洋まぐろ漁業の重要性に鑑み、まぐろ漁船の拡充、高能率化をはかり、生産性を本土並の水準にまで増強し、生産物の流通を円滑にする目的をもつて次の基本方針を確立する。

基本方針

1. 琉球政府は当分の間、日本からの遠洋まぐろ漁船の導入を6000吨の範囲とする。
2. 遠洋まぐろ漁船の建造および購入は漁業法第53条の起業認可を受けなければ許可をしない。
3. まぐろ類の輸出については琉球政府が自主的に輸出規制を行う。そのために必要な行政措置をとる。
4. まぐろ漁船については、性能の高度化、大型化に意を用い、適正性能の指導を行う措置を講ずる。

実 施 要 領

1. 遠洋まぐろ漁業の基本方針1については1962年9月から実施する。
2. 現在まぐろ漁業用船を運航している船主が新たにまぐろ漁船の配分を受けようとするときは、それ以前に用船を自前船に切り替えねばならない。

改 善 案

1. 現在用船中の遠洋まぐろ漁船については、1963年6月以降の用船は認めない。
2. 遠洋まぐろ漁船の購入（日本国内における建造を含む）については別記（遠洋まぐろ漁業の基本方針）の範囲内において琉球政府が自主的に規制する。

日本のまぐろ漁船の琉球導入について

琉球政府の日本まぐろ漁船の導入要請については、琉球の漁船によるまぐろ生産勢力が本土なみの水準まで増強することを認める趣旨をもつて、既存のもの及び過去に導入したもののほか、今回新たに漁船の総トン数2,250トンの範囲内において日本からの導入を認める。

ただし、琉球政府は、その遠洋まぐろ漁業がわが国のとつていづかまぐろ漁業の規制措置に与える影響を考慮し、自主的に当該漁業の規制措置を講ずるとともに、下記のことについて協力することを前提とする。

記

1. 琉球が行なう日本のまぐろ漁船の導入は、買船形式によるものとし、用船形式はとらないこと。
2. なお、現在、用船形式によつて導入されている日本のまぐろ漁船は、すみやかに琉球側において購入のうえ、すべて琉球籍船とすること。
3. 琉球の漁業者は、そのかつおまぐろ漁船によつてまぐろ、かじき類を原則として日本本土に直接搬入しないこと。
4. かつおまぐろ漁船（既存船及び導入船を含む。）の

(別紙)

琉球水才九九号

一九六〇年三月三日

琉球政府行政主席

大田政作

総理府

総務長官 福田篤泰

農林大臣 福田赳夫殿

水産庁長官 西村健次郎

琉球の遠洋鮪漁業振興のために御協力方を

懇願する陳情書の進達について

首題のことについて、当地琉球遠洋鮪漁業協会会長嶺彦昌から
貴官に対する、別紙陳情書の進達方懇願がありますが、このこと

については琉球政府と致しましても、琉球水産業の発展上必要欠
くべからざるものと確信し、その実現に大いに期待をかけており
ますので、左記事情御了承の上、何卒貴官の御高遠なる御配慮を
御願います。次才であります。

記

一、琉球の金融機関の現状では、漁船に対する貸付は困難の状態
である。

二、一五〇屯以上の漁船を建造する漁業者が少く、遠洋漁業は伸び
悩みの状態である。

三、琉球政府においては、琉球住民の魚類蛋白質の自給自足を目標
に、二〇〇屯級大型漁船十七隻を政策融資で建造させる方針で
あるが、財源の見とおしがつかず、これが早期実現は困難と思
われる。

四、一五〇屯以上の漁船で、現在操業している漁船は三隻であり、

日本漁船の導入も前記方針に副う暫定処置である。

五 現在日本漁船の導入を計画している者は、資金の都合で誠に少く、又政府としても導入を許可する限度は十五隻以内と確固たる方針で望む積りである。

六 琉球は、日本々土から毎年二五〇万弗に上る水産物を輸入して

おり、現在の生産高は、消費高の約五〇%に過ぎない。

これを自給自足の線まで引上げるとは、遠洋大型漁船をふやす以外に途はないと考える。

七 以上の現状があるので、遠洋漁業を推進する上から、本土漁業者との漁業提携又は漁船備船契約は不可欠なことである。

昭和三十五年二月十日

琉球遠洋鮪漁業協会々長

長 嶺 彦 昌

殿

琉球の遠洋鮪漁業振興のために御協力方を懇願する陳情書

琉球は四面環海の島であるがその沿岸近海は別記の様に資源、氣象等の自然的悪条件に左右される體質的ぜい弱さをもつておるために漁業の進展は著るしく阻害されておる。

そのために年間における魚類の需要供給は絶えず不均衡な状態を繰り返し、漁業並びに住民食糧の不安定を招来しておる。

従つてこの自然条件を克服してコンスタントに魚類の生産を確保しその需給を円滑にして、住民食糧事情を安定させる漁業として遠洋

漁業を振興せねばならないといふことは琉球における漁業者、漁民は勿論のこと、琉球各界の識者及び琉球を訪れてその経済的發展を想ふ外国人等々の異口同音の結論である。

琉球における唯一の遠洋漁業は昭和二十八年に一五〇屯二隻でもつて創められた遠洋鮪漁業である。新漁業として優秀な成果をあげて確実な収益性のある漁業であることを立証しその発展を期待されたものである。

而るに創業以来八年にもなる遠洋鮪漁業は今日に至るまで沈船改造の百七十屯漁船僅かに一隻が新に参加しただけで遅々として伸びてゐない。

それはこの間に遠洋漁船に対する財政的、金融的考慮が全然払はれなかつたからであり琉球の遠洋鮪漁業が進展しなかつた最大の原因はこゝにある。

日本政府は昭和二十七年漁船に対する特例法を制定して、漁船大型

化を実現した。日本水産業の今日の輝かしい躍進は水産業に対するこの強力なバックアップ政策の賜である。

吾々は後進性の琉球水産業は特に政府の強力な政策的推進を必要とすることを痛感し、日本政府のこの前例にならつて漁船大型化の実現を政府・立法院に陳情し続けておるものである。

而し乍ら今日の琉球政府の財政的窮状からして遠洋大型漁船の建造又は購入に対する画期的財政投資を期待することは困難な課題であり、見通しのつけられない問題である。

従つて本会は、現段階に於て琉球の遠洋鮪漁業の隘路打開のために残された唯一つの道は外資を導入することであると結論に達した。この外資導入で早期実現の可能性があり最も効果的な方途は次のものである。

日本内地には漁業権を売つた漁洋鮪漁船や又は大型化のために漁業権がなくなつた遠洋鮪船等が港に繋船されて遊休状態にある。

即ち、これらの漁船を備船又は共同事業の方式により琉球水産業に使用させて貰うことにある。

この外資導入に拠る以外に琉球の水産業を伸展させる方法は見出すことは出来ません。

この外資導入が実現し、日本の遠洋鮪漁船の漁獲成績を琉球住民が眼のあたりに見、その国民経済的効率を自ら体得することによつて初めて水産金融の道は切り拓かれ水産業の望ましい体質改造も実現するものと確信する。

何卒貴下の高遠なる配慮と琉球水産業に対する御厚情により本会のこの陳情が一日も早く実現する様別紙陳情理由書を添付しお願ひ申しあげるものであります。

陳 情 の 理 由

一、琉球近海は大量捕獲の魚種に恵まれてゐない。(別表参照)

琉球の漁業は戦前から今日まで鰹、鯖類、鯛類等の太物の魚を対象とする沖合漁業を主体として経営されて来ておる。

そのことは琉球近海の漁業資源の展開に順応した自然の規制によるものであり、この島の沿岸・近海は大量捕獲のできる小魚類に恵まれてゐないことを示すものである。

従つて低廉な大衆魚、餌類は日本内地からの輸入に俟たねばならない資源状況にある。

琉球近海の漁業資源は恵まれた豊富なものではない。

二、琉球近海は夏は低気圧、冬は高気圧が襲来して漁業の生産能力を著るしく阻害する。(別表参照)

夏の低気圧は冬期に比し短期間ではあるが直接的に漁船の操業

を不可能にするのみならず、年々大きな損傷を漁船に与へておる。

冬の高気圧時には毎月の約十日間は十三米以上の風波が吹き荒れて、海上注意報が発令されてゐて、沖合漁船の操業率を低下させる。

これらの悪気象は琉球の水産業が沖合漁業に依存する割合が高い故にその生産阻害の度を更に、高める役割をなしておる。

三、遠洋鮪漁業進展の必然的要請とその現状。

前記の様に資源、気象両面から宿命的制約を余儀なくされておる琉球漁業の隘路打開策として遠洋漁業の振興は必然の命題である。

処が琉球に於ては遠洋漁業に対する基本的な系統的な金融財政政策がとられたことはなかつた。

(1) 政策融資金融機関である経済復興金融基金の水産業に対する融

資状況を見ると昭和三十四年十二月末現在の貸付残高は僅かに二万弗であり、勿論遠洋漁船に対する融資は皆無である。

(2) 昭和三十二年に漁船建造融資法が制定されて毎年度十二万弗程度の金額が予算化されて、近海漁船に対しては建造購入融資が実施されておる。

この融資法でも遠洋漁船に対する考慮は払はれておらない。

(3) 一般銀行金融も遠洋漁船に対してそつぽを向いておる。

昭和三十三年の弗通貨切替と共に外国為替の取扱いは市中銀行相互銀行に万べんなく許可されたために、EC族を増殖し益々商業資金の需要をあほり立て、勢ひ、そのしわは回転率の遅い利廻りの悪い長期資金に寄せられて産業資金は硬塞しておる現状である。

かくして琉球の遠洋漁業は生産手段たる漁船の獲得の方途を見出すことが出来ずに期待外れの現況に沈湎しておるのである。

四 琉球は魚の絶対量が不足しておる。

琉球住民の魚類蛋白摂取量は日本の半分に足りない。

しかもこれは日本から輸入される二五〇万弗余の水産物を加へての摂取量である。

琉球人の摂取量	九・一瓦（一日当り）
日本の都市地区	二〇・一瓦（　　）
日本の農村地区	一八・三瓦（　　）

日本からの輸入水産物を二倍（約二〇億日円）にもつていき、琉球の魚介類生産（約六〇〇万貫）を二倍に増加して漸く日本の農村の摂取量に追いつくといふ状況である。

五 琉球人の体位が日本人の平均水準より劣つておるのは魚類蛋白の摂取量が少いことに基因するものと考へておる。

琉球水産業の漁獲生産を増嵩するためには遠洋漁業を促進しようといふ本会の意図は琉球水産業の隘路打開の発展策にあると同

時に琉球人に魚類をうんと食べて貰つて琉球住民の体位向上を
はからうといふひそかなる次代への願望もかけられておる。

六、土地狹隘にして人口稠密、限られた陸上資源の琉球に米軍の軍事
基地はある。公海の自由に永遠の繁栄を求めて水産業に生活の根
拠をおくやうに琉球は地理的歴史的にも宿命づけられておると吾
々は信じておる。

本会は琉球のこの地理的歴史的觀點に立つて琉球永遠の繁栄の
ための経済的基盤としての遠洋鮪漁業の進展のために貴下の理
解ある御協力を懇願するものである。

何卒先進日本の遊休漁船を後進の琉球水産業に使はしていただ
きたい。

別 表

昭和33年度主要魚類月別漁獲高

単位 1万封度

魚種	月	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
太物魚													
かつを				15	121	281	413	505	128	70			
まぐろ			15	13	33	27	36	40	14	23	27	25	
かちき					12	11	14	18					
ふか				11	14	12	12	18			14	15	12
まち類	44	36	38	42	36	30	13	29	32	25	29	25	
小魚													
ぐるくん			10	25	21	45							
飛魚					22	37	25						
さば	36	10	10	12	27							60	79
計	80	46	73	118	288	443	513	610	173	132	142	153	

- 註・1. 月漁獲10万ポンド以下計上せず。
2. 上表に掲げた魚種は全琉球魚類漁獲高の90%を占める主要生産魚種である。
3. 昭和33年度は例年に比し暴風による生産阻害のない年で僅かに一回(10月)暴風被害をうけておる。
4. 高気圧は例年10月に始まり翌年3月に終る。

秘
秘

事務次官

アジア局長

アメリカ局長

審議官

田中
世末

(北東アジア課長)

沖縄問題に関するWery書記官と連絡の件。

1. 7月31日午前10時半 米大使館 Wery一等

書記官と中川は次の如き事務連絡を行った。

2. 先に中川より調査を依頼しおきたる沖

繩の米軍が同水域に日本艦船の接近を禁止

したとの情報について、^司中川は沖縄の軍司令官

および台湾 Patrol force の軍司令官に確かめ

る。何れも official denial の回答を

寄越した。右は7月23日のA.P電に依り

アジア局
31.7.31
局長附

1701

外務省

miscarry され 東京を至田 マスクワに伝

えられたものと思う。尚参考迄は最

近、大洋漁業がUSCARに対し台風シーズン

に備え、附近水域で操業中の漁船が緊急

避難のため同水域に入港できるかとの質問

に対し、何時でも之に応じるとの回答を行

った由である。

3. 次に中川より本日の新聞報道によ

るに沖縄集積刑法の実施が再度延期の

理由を伝えているが、右に關し、日本側で

何らかのコメントを行って差支ないかと質問

外務省

した。この再延期の公式通報には未だ
接していないか（沖縄のUSCARを母体に
刺戟した点の考慮から）。本件につい
て事実を以て語りぬれば足り。日本側の
特別の発表を行われぬことを希望すると
述べた。

陣長
北米課長

沖縄漁民の動向について

4.8.19
米北

沖縄事務所土田事務官の下記のとおり電話
連絡あり。参考まで。(4.8.19受)

記

- 1. インドネシア漁業交渉用の訪中につき、
- (1) 沖ノ球洋丸乗組員(1955年イニシア水城
にあり。海軍の銃撃で乗組員1名死亡
今日仍未解決。補償金も未解決)は
インドネシア当局に対し報復措置をとり、
船の上原付に必要乗組員を本部
半島に連れ去り、事件発生防止に努むる。
- (2) 他方沖ノ八州丸(アムステルダム乗組員

1名死亡(乗組員2名海中に落ち死亡)等乗組
員にもインドネシアに對し不満がある者あり

- 2. 非常識な行厚に出る懸念あり
- 3. 現在警備(世用)係当局の不測の事故発生
に備え、警戒体制をとり、
- 3. 以上米沖中の北米課佐長事務官に連

絡済み。取敢えず。

ソカビ 万博
 大政事外外管
 務次 房
 臣官官審審長
 備備文会管給
 送人電厚計
 参調折
 参領旅移

ア 参北東經
 長 中西經
 参北北保
 中南審
 参西東洋
 長 西東

近丁長
 参審近ア
 参調統國
 参政技二
 長 参協規
 参政經科
 参社専
 参道内外
 一二

注意 特直 5部 54
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 8230 主管
 69年3月/日12時50分 ナハ 発着 北一
 69年3月/日14時39分 本省 着
 外務大臣殿 岸 沖縄事務所長

漁業法の解釈 (連)

オ89号 平
 総務長官へオ89号
 往電オ83号(ロ)に同じ。

民政府は漁業に比較すると石油企業の方が琉球経済にプラスになるとして、すなわち「公益上の観点から」(ルールス政治顧問が本日本言に説明した言葉)、与那城、勝連、両村の区域にかかる漁業権の更新を認めないよう琉球政府に要請した趣旨につき以下の点に関し執務の参考までに本土漁業法解釈につき何分の中国示を照らしたい。

1. 漁業法39条1項の「その他公益上必要がある」と認めるときは、国民経済的に見て、当該水面を漁業に利用するよりも有利

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

利用
 (する)との出来る他の産業(私企業)に利用させらる必要のある場合を含む。
 2. 漁業権の存続期間の満了に伴う漁業権の再免許となり、漁業法13条に該当する事由がない場合において、国民経済的に見て当該水面を漁業に利用するよりも有利に利用することの出来る他の産業(私企業)が存在することを理由として漁業の免許をしないこと出来るか。(注、琉球政府の漁業法には免許をしない場合として、「漁業調整その他の公益上必要がある」と認められる場合(13条1項4号)も定められており、漁業権は物権とみなされている(22条1項)が憲法29条に相当する権利保障はない)。

(3)



アメリカ局長

参事官

北米第一課長

南東アジア課長

総沖第487号

昭和44年2月21日

総理府特別地域連絡局長 殿

日本政府沖縄事務所長

沖縄人船員のヴェトナム行き新聞報道について

2月16日付沖縄タイムス及び2月18日付の当地の各紙に、沖縄人船員のヴェトナム行きが報道された。これらヴェトナム行き船員は、日本国旅券を取得することなく、米国民政府から身分証明書が発給を受けて、米軍のヴェトナム行きタグボートに乗船して渡航している。

外国船に雇用されて、乗船就労する当地の船員は、琉球政府の船員労務官から、外国船乗船許可証を取得することになっているが、このヴェトナム行き船員については、船員労務官に外国船乗船の許可申請を行わずに、米軍タグボートに乗船して、渡航したとのことである。参考迄に同報道の切り抜きを送付する。本件外務事務次官あてに宜しく取計らい願います。(別紙添付)

44.3.3.

第617号 149

日 本 政 府

44.2.16日付

沖繩タイムス (朝刊)

外紙及び自誌付録

近く那覇を出港

全労組組合員の乗船に苦慮

全労組、那覇港に於ける乗船苦慮の模様は、本紙の「全労組乗船苦慮」の項に詳しく述べた通りである。乗船苦慮の模様は、本紙の「全労組乗船苦慮」の項に詳しく述べた通りである。

全労組乗船苦慮の模様は、本紙の「全労組乗船苦慮」の項に詳しく述べた通りである。乗船苦慮の模様は、本紙の「全労組乗船苦慮」の項に詳しく述べた通りである。

全労組乗船苦慮の模様は、本紙の「全労組乗船苦慮」の項に詳しく述べた通りである。乗船苦慮の模様は、本紙の「全労組乗船苦慮」の項に詳しく述べた通りである。

全労組乗船苦慮の模様は、本紙の「全労組乗船苦慮」の項に詳しく述べた通りである。乗船苦慮の模様は、本紙の「全労組乗船苦慮」の項に詳しく述べた通りである。

渡船大船23人が乗船

44.2.18日付

沖繩タイムス (朝刊)

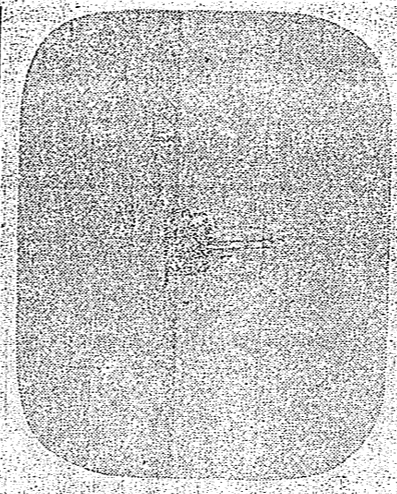
沖縄での公募中止

主席、民政
曾、福謙
沖縄での公募中止の模様は、本紙の「沖縄での公募中止」の項に詳しく述べた通りである。公募中止の模様は、本紙の「沖縄での公募中止」の項に詳しく述べた通りである。

好む小説は好む

小説の自由

本誌人編成
其中心は
小説の自由
の精神



「解雇」の不安と「高給」の理由

現地で遊船作業

筆勇 下船説得の心算

解雇の不安と高給の理由
 現地で遊船作業
 筆勇 下船説得の心算
 小説の自由
 本誌人編成
 其中心は
 小説の自由
 の精神

44. 2. 15. 14

沖繩文壇 (朝刊)

